

三春町自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、緊急時における心肺停止者への早期の救命手当を行い、もって町民の健康と安全に資するため、町民が参加する各種行事の主催者に対して自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出しを行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

（貸出機器）

第2条 この要綱により貸し出す機器は、総務課が管理するAED7台とする。

（貸出対象行事等）

第3条 AEDの貸出対象行事等は、次のいずれかに該当する行事等とする。

- （1）町が主催（共催を含む。）し、後援し、又は協力する行事等
- （2）町内で開催され、町民が主な対象となるイベント、各種行事等
- （3）前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める行事等

2 前項の行事等は、営利を目的としないものとする。

（貸出対象者）

第4条 AEDの貸出対象者は、前条の行事等を主催する団体等の代表者とする。

（貸出条件）

第5条 AEDの貸出しを受けようとする貸出対象者は、第3条の行事等の開催期間中に次の各号に掲げるいずれかの者を会場に配置しなければならない。

- （1）医師、看護師等の医療従事者
- （2）消防署その他による普通救命講習等を修了した等、基本的な心肺蘇生処置の知識を有する者

（貸出期間）

第6条 AEDの貸出期間は、貸出しを受けた日を含め7日以内とする。ただし、貸出期間が重複していない場合であって、町長が特に認めたときは、この限りでない。

（貸出申請）

第7条 AEDの貸出しを受けようとする貸出対象者（以下「申請者」という。）は、貸出しを受けようとする日の5日前までに、三春町自動体外式除細動器（AED）貸出申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

（貸出しの決定）

第8条 町長は、前条の規定により貸出申請書が提出された場合は、内容を審査し、貸出しを決定したときは、三春町自動体外式除細動器（AED）貸出決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 貸出期間が重複する申請があった場合は、原則として申込順により決定する。
- 3 町長は、前2項の決定に際し、条件を付することができる。

（貸出中の維持管理）

第9条 貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）は、AEDを取扱説明書により適切に使用するとともに、常に良好な状態で維持管理しなければならない。

2 借受者は、AEDを目的外に使用し、他に転貸し、譲渡し、又は処分してはならない。

(返却)

第10条 借受者は、返却予定日までに、三春町自動体外式除細動器(AED)借用実績報告書(様式第3号)を添えてAEDを返却するものとする。

2 AEDを紛失し、又は破損したときは、前項の規定による報告書に紛失・破損理由を明記するものとする。

3 町長は、AEDが返却されたときは、使用の有無及び機能の確認等を行うものとする。

(費用の負担)

第11条 AEDの貸出しは、無償とする。

(損害賠償)

第12条 町長は、借受者がAEDを故意又は過失により紛失又は破損した場合には、当該AEDと同種のもの又は相当と認める金額をもって賠償させることができる。

2 町長は、誤った使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わないものとする。

(消耗品の補充)

第13条 AEDに付属する消耗品は、町長が補充する。ただし、実際に除細動を行う場合以外に電極パッドを開封した場合の電極パッドは、借受者が補充するものとする。

(返還)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、AEDを返還させることができる。

(1) 借受者がAEDを使用しなくなったとき。

(2) 借受者がこの要綱に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか町長が特に必要と認めたとき。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、AEDの貸出しに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。